

直接預託LG契約に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則(以下「規則」という。)第59条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「直接預託LG契約」とは、商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第179条第8項において準用する法第103条第8項に定める契約をいう。

2 この要綱において「預託の猶予」とは、法第179条第8項において準用する法第103条第9項の規定により、直接預託LG契約の効力の存する間に限り、法第179条第1項第1号イ(清算参加者が自己の計算において指定商品市場における取引を行う場合に限る。)、ロ及びニ並びに同項第2号イ(清算参加者がその委託をした非清算参加者の計算において商品清算取引を行う場合に限る。)、ロ及びニにおいて当社に預託されることとなっている金額に相当する取引証拠金の全部又は一部について、預託を猶予することをいう。

3 この要綱において「銀行等」とは、商品先物取引法施行規則(平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。)第45条の3において準用する省令第44条第1項に規定する銀行等をいう。

4 この要綱において「委託者等」とは、委託者、取次委託者、清算取次委託者、清算取次者に対する委託者をいう。

5 この要綱において「代理人」とは、預託の猶予を受けようとするものが非清算参加者である場合は省令第72条第1項第3号に定める者、委託者である場合は同項第1号に定める者、取次委託者である場合は同項第2号に定める者、清算取次委託者である場合は同項第4号に定める者、清算取次者に対する委託者である場合は同項第5号に定める者をいう。

(契約書)

第3条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等が銀行等との間で直接預託LG契約を締結する際の契約は、「直接預託LG契約に係る契約書(別紙1)」(以下「契約書」という。)によらなければならない。

(複数銀行の場合の契約内容)

第4条 契約書には、法及び省令において規定する事項の他、清算参加者、非清

算参加者又は委託者等が複数の銀行等との間で直接預託LG契約を締結した場合において当社の指示に応じて預託することとなる金額(以下「当社指示額」という。)について、当社指示額がそれぞれの銀行等の契約預託金額(直接預託LG契約第2条の契約預託金額をいう。以下同じ。)の合計額を下回る場合は、それぞれの銀行等に係る当社指示額がそれぞれの銀行等に係る契約預託金額に応じて按分される旨の規定が盛り込まれていなければならないものとする(円未満は切り捨てるものとする。)。ただし、その規定にかかわらず、当社は、その按分によらずに特定の銀行等に対し預託を請求することができる。

(承認申請書の提出)

第5条 清算参加者、非清算参加者又は委託者等は、銀行との間において直接預託LG契約を締結、変更又は解除しようとするときは、預託の猶予、契約の変更並びに解除を当社から受けようとする営業日の属する月の前月1日(休日の場合は、その前営業日)までに、次の各号に掲げる事項及びその他必要な事項を記載した承認申請書(締結の場合にあっては別紙2、変更の場合にあっては別紙3、解除の場合にあっては別紙4)を当社に提出しなければならない。

- (1) 契約の締結、変更又は解除をしようとする相手方である銀行等の商号又は名称
- (2) 当該契約の内容
- (3) 非清算参加者又は委託者等が当該契約を締結、変更又は解除しようとする場合にあっては、代理人が承諾したことを証する書面
- (4) 非清算参加者又は委託者等が当該契約を締結しようとする場合にあっては、代理人との間における清算方法について記載した書面

(承認又は不承認の通知)

第6条 当社は、前条の申請書の提出を受けた場合は、承認又は不承認の別及びその他必要な事項を「直接預託LG契約に関する承認通知書(別紙5)」又は「直接預託LG契約に関する不承認通知書(別紙6)」により、清算参加者、非清算参加者又は委託者等に対し通知するものとする。

(契約の届出)

第7条 非清算参加者又は委託者等は、規則第55条第1項の規定により直接預託LG契約を締結したとき、変更契約を締結したとき又は解除契約を締結したときは、規則第57条第1項に定める書類及び次の各項に掲げる書類を当社に届出なければならない。

- 2 直接預託LG契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出

するものとする。

- (1) 直接預託LG契約の締結に係る届出書(別紙7)
 - (2) 届出書提出日前三月以内に作成された銀行等の代表取締役の印鑑証明書
 - (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)
- 3 変更契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 直接預託LG契約の変更に係る届出書(別紙8)
 - (2) 直接預託LG契約に係る変更契約証書の写し(銀行等の代表取締役印が押印された証明書が付属したものとする。)
 - (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)
- 4 解除契約を締結した場合にあっては、以下の各号に掲げる書類を提出するものとする。
- (1) 直接預託LG契約の解除に係る届出書(別紙9)
 - (2) 直接預託LG契約の解除合意書の写し
 - (3) 直接預託LG契約に関する状況報告書(別紙10)

(届出の受理)

第8条 当社は、前条第2項の規定による届出を受理したときは、「直接預託LG契約に関する確認通知書」(別紙11)により、当該届出を受理したこと及びその他必要な事項を清算参加者、非清算参加者又は委託者等に通知するものとする。

(非清算参加者又は委託者等である場合の申請等)

第9条 非清算参加者又は委託者等は、第5条に定める申請、第7条に定める届出及び第12条に定める通知を行おうとするときは、その代理人を通じて行わなければならない。

2 当社は、非清算参加者又は委託者等に対し第6条及び第8条に定める通知を行うときは、当該非清算参加者又は委託者等の代理人を通じて行うものとする。

(届出の期限)

第10条 第7条第1項の届出は契約の種類にかかわらず、当該契約の開始日、変更日又は解除日の5営業日前までに当社に届け出なければならない。

(届出がない場合の取扱い)

第11条 非清算参加者又は委託者等は、第7条第1項の規定による直接預託LG契約の当社への届出を、前条に定める期限までに行わない限り、取引証拠金の

預託の猶予、契約の内容の変更及び契約の解除の適用を受けることができない。

(契約の更新)

第12条 非清算参加者又は委託者等は、契約期間の満了に伴い契約を更新する場合は、現契約の契約期間満了日の属する月の前月1日(休日の場合は、その前営業日)までにその旨を通知するとともに、第5条及び第7条の規定による必要な手続きをとらなければならない。

2 更新契約開始日の5営業日前までに再契約の届出がない場合は、契約期間の満了に伴う再契約がなされないものとみなす。

(契約の終了)

第13条 非清算参加者、委託者等又は銀行等は、契約期間の満了により契約を終了する場合は、現契約の契約期間満了日の1か月前(休日の場合は、その前営業日)までに「直接預託LG契約の期間満了に伴う通知」(別紙12)により当社に通知しなければならない。

(銀行等からの通知)

第14条 非清算参加者又は委託者等は、直接預託LG契約を複数の銀行等との間で締結している場合、銀行等から契約預託金額を限度として預託猶予額の通知請求があったときは、これに応じなければならない。

(当社に対する代理人の預託指示要請)

第15条 代理人は、非清算参加者又は委託者等について支払いの停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始の申立があったときは又は代理人に対する債務を弁済しないときは、当社が非清算参加者又は委託者等と直接預託LG契約を締結した銀行等又は当該非清算参加者又は委託者等に対し所要の取引証拠金に相当する金額又は規則第57条第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するよう、当社に対し要請することができる。

2 代理人(取次者及び清算取次者を除く)は、取次者又は清算取次者について支払いの停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続の開始の申立があったときは、委託者等と直接預託LG契約を締結した銀行等又は委託者等に対し所要の取引証拠金に相当する金額又は規則第57条第2項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当社に預託すべき旨を指示するよう、当社に対し要請することができる。

- 3 当社は、前2項に基づく要請があった場合、指示すべき事由があると認めるときは預託すべき旨を指示するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年7月27日から実施する。